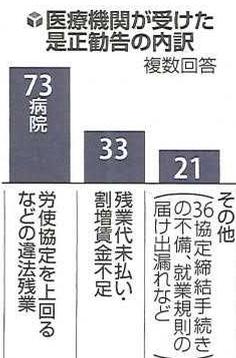


# 医師の残業規制 難問

医師の労働時間をどう管理するのか。読売新聞の調査で先月、明らかになった全国の中核病院での過酷な労働実態。医師の違法残業などで労働基準監督署からは是正勧告を受けた病院は100を超え、現場からは働き方改革の必要性を訴える声が上がっている。一方、残業時間を一律に規制されることに戸惑いの声も聞かれ、労務管理の難しさが浮き彫りになっている。

「今の働き方はハードすぎて、なり手が減るのは当然」。関東地方の救急病院に勤務する40歳代の中堅医師はそう話し、ため息をついた。週末や夜間の勤務が頻繁にあり、体力が限界に近づいていると感じる。医師の残業時間について、厚生労働省の有識者検討会は上限のあり方を検討しており、この医師も「当然」。関東地方の救急病院に勤務する40歳代の中堅医師はそう話し、ため息をついた。週末や夜間の勤務が頻繁にあり、体力が限界に近づいていると感じる。医師の残業時間について、厚生労働省の有識者検討会は上限のあり方を検討しており、この医師も「当然」。

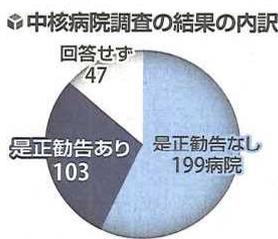
「現場は疲れ切ってる」  
「患者の理解ないと……」



## 本紙全国調査

読売新聞の全国調査で、回答期限(2月8日)後に寄せられた分を含めて集計し直した結果、2016年1月以降、医師の違法残業などで労働基準監督署からは是正勧告を受けたのは103病院に上ることがわかった。回答期限の段階から4病院が増えた。

## 是正勧告 中核103病院に



「患者の要求にこたえるため」(29病院)などが続いた。

調査対象は、大学病院など全国85の特定機能病院をはじめ、救命救急センターや総合周産期母子医療センター、基幹災害拠点病院(救急センター)は昨年8月、その他は同4月現在に認定されている計349病院。「組織運営に関わる情報のため」と回答しなかった帝京大病院(東京都)やりんくう総合医療センター(大阪府)など47病院を除き、(複数回答)については、「地域や診療科ごとの医師の偏在、不足」を挙げたのは107病院で最も多く、以下、医師が原則として診療を拒むことができない「応召義務があるため」(93病院)、「診療報酬が十分でない」(37病院)、「患者の要求にこたえるため」(29病院)などが続いた。

「ない」と改善を求める。ただ、残業時間の一律管理に困惑する医師もいる。昨年、是正勧告を受けた東日本の大学病院の医師は、勤務時間外でも患者や

家族から病状の説明を求められれば応じていると明かし、「日本の医療は医師の長時間労働で成り立ってきた面がある。急に法律違反だと言われても……」と表情を曇らせる。

東北地方の病院で働いていた30歳代の若手医師は経験を積み重要な機会と思いい、自ら進んで月10回以上宿直勤務をこなしていたという。「長時間労働の解消あり方」③自己研さんが「労働」に該当するのか「な

に挙げられた。全国の天野慎介理事長は、「疲れ果てて医療ミスを起こす恐れがある医師に命を預けたいと思う患者はいない。チーム医療も進めるべきだ」と指摘。患者側の理解については、「主治医が休む前に直接、患者に説明し、スタッフを含めたチームの役割分担を丁寧に説明してくれば、安心できるのではないかと話している。